

お知らせ

空き缶くらいポイ捨てしても
 …。そんな軽はずみな思いが、大きな不法投棄につながってしまいます。「ポイ捨て」というと軽く思われがちですが、それは犯罪行為です。

不法投棄は、まちの美観を損なうだけでなく、悪臭や土壌・河川の汚染など自然環境に悪影響をおよぼすもので、決して許されることではありません。

不法投棄があった現場では、善意ある方のボランティアによって清掃が行われ、市が投棄物の撤去・処理を行う場合、その費用は、市民のみなさまの貴重な税金でまかなわれています。

空き缶等のポイ捨てについては、「長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例」で、不法投棄行為については、「廃棄物の処理及

不法投棄は“犯罪”です！



び清掃に関する法律」で禁じられています。

誰かが片付けるだろうと軽い気持ちで捨てたとしても、厳しい罰則が科せられることとなります。

罰則

- 不法投棄をした者
5年以下の懲役
1千万円以下の罰金
- 法人業務に関して不法投棄をした場合
1億円以下の罰金

*どちらも未遂の場合も適用

▼土地・建物の所有者、管理者のみなさまへ

所有地や管理地に不法投棄された場合、土地・建物の所有者または管理者のみなさまにも処理責任が生じます。管理が行き届いていないと、不法投棄をされやすくなります。外部から簡単にごみを持ち込まれたりしないよう柵や看板を設置したり、定期的に除草や清掃をするなど不法投棄をされにくい環境を整えましょう。

▼情報をお寄せください

「不法投棄現場を見た」、「不審車を見かけてナンバーをひかえた」といった情報があれば、長浜警察署(☎0110)または環境保全課(☎6513)までご連絡ください。

これは、危険ごみ(スプレー缶やカセットボンベ等)が適切な処理をされずに出されているのが原因です。

このような事故は、ごみ収集車や処理施設の火災の原因になるとともに、人命にかかわる大事故につながる恐れもあります。

発火の可能性のある危険ごみは、適正な処理をしてから不燃ごみとして出してください。



パッカー車の火災事故が多発

市内で、不燃ごみの収集作業中に、パッカー車の内部から発火する事故が多発しています。*写真

可燃ごみの受入休止のお知らせ

ごみ計量システムの更新のため、下記の日時に、クリスタルプラザの可燃ごみの受け入れを休止します。

【とき】 3月23日(月)
午前8時30分から正午まで

問 環境保全課(☎6513)

- ▼危険ごみの出し方
 - スプレー缶、カセットボンベ等
…噴射音が消えるまでスプレーボタンを押し、空になったら、穴あけ器などで必ず穴をあけ、完全にガスを抜いてください。
 - ガスライター
…ガスを抜いた後、厚手の布などに包んで必ず割ってください。
 - ストーブや一斗缶等
…完全に油を抜いてください。
- ※火薬、薬品類は収集できません。
 ▼お問合せ 環境保全課(☎6513)

お知らせ

紙おむつ類専用ごみ指定袋を

4月1日から無料で交付します

湖北広域行政事務センターでは、昨年10月から「ごみ指定袋の有料化」を開始しました。

有料化は、ごみの分別を徹底し、ごみを減らすことを大きな目的として実施したのですが、常時紙おむつ類を使用される乳幼児などがおられる家庭では、ごみの減量が難しく、その分ごみ袋の購入費用が多くなっているのが実情です。

このようなことから、ごみの減量が難しい世帯の負担を軽減するために、4月1日から紙おむつ類専用ごみ指定袋を無料で交付*申請が必要です。

対象者

- ▼市内在住で、在宅で常時紙おむつ類を必要とする次の人
- ①3歳以下の乳幼児
- *平成18年4月1日から平成22年3月31日生まれ
- ②要介護者
- *福祉施設などから排出されるものは対象外

交付枚数

交付申請時期	交付枚数
4月1日～ 7月31日	50枚
8月1日～ 9月30日	40枚
10月1日～11月30日	30枚
12月1日～ 1月31日	20枚
2月1日～ 3月31日	10枚

注 申請時期によって交付できる枚数が違います。



▼対象者1人あたり、50枚を限度として年度間に1回限り交付します。

専用袋で出せるもの

- ▼紙おむつ類専用ごみ指定袋で排出できるのは次の3つです。
- ①紙おむつ
- ②尿取りパット
- ③処理に使用した少量のティッシュ
- *①から③以外のごみが混在している場合は、収集されませんのでご注意ください。
- *今までと同じように可燃ごみの収集日に出してください。

申請方法

- ▼受付開始 4月1日から
- ▼申請方法 申請書に必要事項(使用者の氏名、生年月日、申請者との続柄、申請理由)を記入し、窓口提出してください。印鑑などは不要で、代理申請ができます。
- *申請書の確認と同時に、専用袋を交付します。

申請窓口

- ▼環境保全課(本庁本館1階) ☎6513
- ▼本庁東別館1階案内窓口
- ▼浅井支所市民福祉課 ☎4353
- ▼びわ支所市民福祉課 ☎25253

平成21年度ごみ収集日カレンダーを配付します



月ごとのごみ収集日がひと目でわかる「ごみ収集日カレンダー」を作成しました。3月上旬から自治会を通じて各世帯へ配布します。収集日や分別の間違いがないよう、ご利用ください。

- ▼使い方のポイント
- ①ごみ収集の日程表に基づいて、不燃ごみ、資源ごみなどのシールをカレンダーに貼ると、ごみの収集日がよくわかります。*シールはカレンダーに挟んであります。
- ②一番後ろにある「ごみ分別表」で、ごみ袋に入れる前にもう一度分別の確認ができます。

問 環境保全課 ☎6513